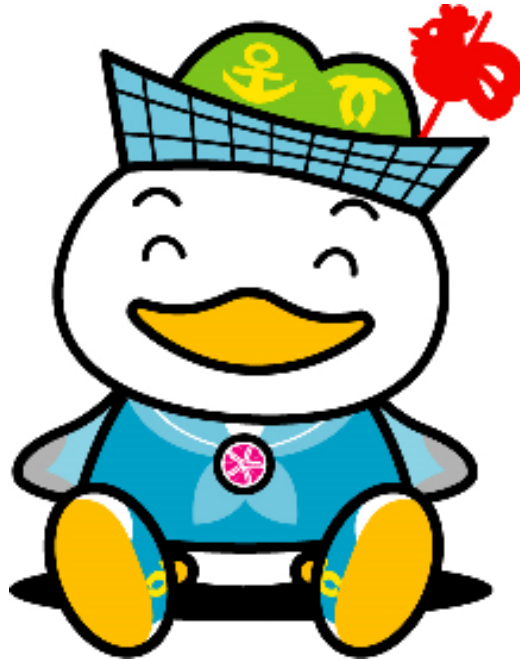


平成29年度 中央区地域文化資源保存活動補助金

募集のご案内

- 対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日
- 申請受付：平成29年7月3日～平成29年7月31日



中央区マスコットキャラクター「かもめん」

中央区内に伝わる、地域コミュニティの核となり、地域住民により守り伝えられてきた行事や民族芸能等の伝統文化に関する物的資源「地域文化資源」のうち、市並びに国、県及び関係部局の指定、支援を受けているもの（予定含む）を除いたものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じることにより、地域活動の担い手育成のきっかけを与えるとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的としています。

中 央 区 役 所

補助対象者

宗教活動、政党活動又は営利を目的としない団体で、以下のいずれかに該当するもの。

- (1) 地域住民で組織された団体
- (2) 中央区に活動拠点がある市民活動団体
- (3) その他、区長が認める団体

対象となる地域文化資源

中央区内に伝わる、地域コミュニティの核となり、地域住民により守り伝えられてきた行事や民族芸能等の伝統文化に関する物的資源（以下「地域文化資源」という。）のうち、市並びに国、県及び関係部局の指定や支援を受けているもの（予定含む）を除いたもの。

対象経費に対して民間を含めた補助金・助成金を受けていない（予定含む）もの。（寄付や分担金を除く。）

《対象とならない地域文化資源》

- (1) 神社・仏閣等の建造物等の新築や修理
- (2) 日常作業で行うような維持管理作業（草むしり等）
- (3) 地域文化資源をお祭り等を通して広く区民に公開することが困難と認められるもの
- (4) 同一年度内に、他区において同一の地域文化資源に対して申請を行っているもの
- (5) 地域文化資源としての活動が概ね50年に満たないもの
- (6) 地域文化資源が個人所有となるもの
- (7) 区長が不適切と認めるものや、その他当該補助事業の趣旨に適合しないもの

対象経費

当該年度内に実施する地域文化資源の保存活動に要する経費のうち、

- (1) 地域文化資源の補修、修理、復旧、購入に要する経費
- (2) その他、当該補助事業の目的に合致し区長が必要と認める経費

助成対象期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日 ※複数年事業は対象外です

補助金の額

予算の範囲内で、補助対象となる経費の1/2以内（ただし限度額50万円）

補助の決定方法

- ① 申請いただいた書類をもとに補助対象者並びに地域文化資源について要件を満たしているか確認を行います。
- ② 要件を満たしている申請団体が複数ある場合は、抽選により補助事業者を決定します。
- ③ 最初に採択された団体の補助金の額を引いても予算に余裕がある場合は、さらに抽選により補助事業者を決定します。ただし予算の範囲内での補助金の額となります。
- ④ 採択となった申請団体には、補助金交付決定通知書により通知します。不採択となった申請団体には、理由を付して、補助金不交付決定通知書の通知をします。

申請受付

- とき 平成29年7月3日（月曜）～ 7月31日（月曜）
* 土・日・祝休日を除く、9時～17時
- ところ 中央区役所まちづくり支援課
（中央区雲井通5丁目1番1号 中央区役所4階）
- 提出方法 ・窓口もしくは郵送での提出とします。
・郵送の場合は必着とします。
- その他 ・電話での問い合わせ、申請書類の修正や追加資料の提出をお願いする場合があります。

提出書類一覧

指定様式が無い書類は任意様式とします。

＜申請のとき＞

- 補助金交付申請書（様式第1号）
 - ・事業計画書（地域文化資源の補修、修理、復旧、購入内容の分かる資料、写真）
 - ・見積書（写）または補助事業に係る収支予算書（別記または任意様式）
 - ※見積書が複数存在する場合は、集計表を提出のこと
 - ・地域文化資源を使用している様子が分かる資料（写真など）
- 82円切手の貼った返信用定形封筒（住所、氏名記入済み）

《活動計画変更のとき》

- 補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）
 - ・事業計画書（変更後）
 - ・見積書(写)または補助事業に係る収支予算書（変更後）（別記または任意様式）
 - ※見積書が複数存在する場合は、集計表を提出のこと
- 82円切手の貼った返信用定形封筒（住所、氏名記入済み）

《活動報告のとき》

- 補助事業実績報告書（様式第8号）
 - ・事業の実施状況がわかる書類（写真等）
 - ・領収書(写)または補助事業に係る収支決算書（別記または任意様式）
 - ※領収書が複数存在する場合は、集計表を提出のこと
- 82円切手の貼った返信用定形封筒（住所、氏名記入済み）

《補助金請求のとき》

- 補助金請求書（様式第10号）
- 受領委任状（様式第12号）（必要に応じて）

そ の 他

- (1) 団体の概要や地域文化資源について、随時調査させていただきます。
- (2) 虚偽の申請があった場合等には、補助金交付を取り消す場合があります。
- (3) 中央区に提出された各種申請書については、個人情報保護の対象となる部分を除き公開される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 採択された地域文化資源については、中央区のホームページや広報物により、活動を紹介する場合がありますので、取材等にご協力ください。

【助成手続の流れ】

